

4月1日からの国保被保険者証の有効期限は 令和7年7月31日までに延長します

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、本年12月2日以降、健康保険証は発行されなくなりますが、経過措置として本年12月1日時点で有効な被保険者証は有効期限まで使用できます。

小松島市国民健康保険では通常被保険者証の期間を4月1日から翌年3月末までとしています。今月末にお送りする被保険者証については、令和6年4月1日から令和7年7月31日までに延長します。

ただし、本年12月2日以降、令和7年7月31日までに75歳になる方は、75歳のお誕生日の前日までが有効期限となります。

本年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方については、被保険者証の有効期限が切れる前に、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が自動的に交付されます。この「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

なお、安心してマイナンバーカードを保険証として利用していただけるよう、3月末にお送りする被保険者証台紙に、国保制度のデータベースに登録されているマイナンバー下4桁を通知しますのでご確認ください。

※マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで申込できます。

マイナ保険証利用登録についてはこちら
(厚労省ホームページ)



お急ぎください!
国保健康スタンプラリー事業の
締切は3月11日まで

特定健診やがん検診を受診し、お散歩アプリ「こまポンウォーク」を活用するなどされた方に、JA東とくしま産直券をプレゼントする「こまつしま国保健康スタンプラリー事業」の締切が迫っています。

提出がまだの方は3月11日(月)までに、保険年金課へご提出ください。

詳しくは、市ホームページまたは昨年6月末にお送りした特定健診受診券に同封の案内チラシをご覧ください。



国保健康
スタンプラリー事業

問 市保険年金課 国保担当(市役所1階⑤番窓口) ☎32・2113/FAX35・0173
✉hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

国民年金保険料納付のご案内

令和6年4月分から令和7年3月分の国民年金保険料は月額16,980円です。

日本年金機構から送付される納付書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付していただく方法に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子決済(キャッシュレス決済)での納付が利用できます。

また、事前の申込により口座振替やクレジットカードでの納付も可能です。

その他、保険料を前納(6カ月分、1年度分、2年度分、年度の途中から年度末または翌年度末まで)をすると毎月納める場合と比べて保険料が割引されます。

退職による 特例免除

特例免除とは、国民年金保険料算定の際に、審査対象者のうち、退職(失業)された方の所得を除外して審査を行い、保険料納付が免除されるものです。

ただし、退職(失業)者以外の審査対象者に一定以上の所得があるときには、免除が認められない場合があります。

手続きに必要なもの

- ◎基礎年金番号通知書や年金手帳など基礎年金番号がわかるもの
- ◎雇用保険受給資格者証または離職票などの写し
- ◎本人以外が来庁される場合は委任状
- ◎来庁者の本人確認ができる書類(マイナンバーカードや運転免許証)



申請・問 市保険年金課 年金担当(市役所1階③番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173
✉hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp
徳島南年金事務所 ☎088・652・3114/FAX088・654・0219